

食事代

(入院時食事療養Ⅰ・入院時生活療養Ⅰ)

当院では、医療の一環として厚生労働大臣が定める基準に適合した食事を、病状に応じて適時・適温に提供しています。また、温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成に努めています。

食事療養基準負担額は健康保険法に則って、以下の通りになります。

4階、5階、6階（64歳以下）、7階ご入院の方の食事負担額				
70歳未満	70歳以上		標準負担額 （1食につき）	選択メニュー （1食につき）
一般 （ア）（イ） （ウ）（エ）	現役並み所得者 一般		510円	53円 （48円+税5円） ※ご希望者のみ
（オ）	非課税世帯	低所得者Ⅱ	240円（90日以内） 190円（91日以降）	
		低所得者Ⅰ	110円	
指定難病患者			300円	
療養病棟（6階）ご入院の方の生活療養費負担額				
65～69歳	70歳以上		1食（食費）	1日（光熱水費）
上位所得者（ア） 一般（イ～エ）	現役並み所得者・一般 （重篤な病状・集中治療を要しない）		510円	370円
	現役並み所得者・一般 （重篤な病状・集中治療を要する）		510円	370円
	指定難病患者 （低所得者Ⅰ・Ⅱを除く）		300円	0円
低所得者 （オ）	低所得者Ⅱ （重篤な病状・集中治療を要しない）		240円	370円
	低所得者Ⅱ （重篤な病状・集中治療を要する）		240円（90日以内） 190円（91日以降）※	370円
	指定難病患者 （低所得者Ⅱ）		240円（90日以内） 190円（91日以降）※	0円
	低所得者Ⅰ （重篤な病状・集中治療を要しない）		140円	370円
	低所得者Ⅰ （重篤な病状・集中治療を要する）		110円	370円
	指定難病患者 （低所得者Ⅰ）		110円	0円

※低所得Ⅱの該当者・・・91 日以降になったら、保険者で再度手続きが必要です。